

### 住宅瑕疵担保履行法

～特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律～

# 基準日における届出手続

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、  
新築住宅を引き渡した事業者は、  
毎年3月31日および9月30日の基準日ごとに  
届出手続を行うことが必要となります。

住宅瑕疵担保履行法に  
基づく資力確保措置は、  
保険への加入や  
保証金の供託だけでは  
終わりません。



## Start

### 住宅瑕疵担保履行法の流れについて

免許を受けた宅地建物取引業者または許可を受けた建設業者である

YES

平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡している

YES

引き渡した相手が宅地建物取引業者以外である

YES

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置（保険  
への加入または保証金の供託）が必要です

NO

NO

NO

届出手続は  
必要ありません

### 届出手続が必要です

届出手続に  
必要な書類

- 届出書
- 引渡し物件一覧表
- 保険契約締結証明書または供託書の写し  
(保険加入の場合) (供託の場合)

パンフレット中面を  
ご覧ください









# 3

## 行政庁への届出

宮崎県知事の許可・免許を受けている場合は、宮崎県に届出手続をしてください。

国土交通大臣の許可・免許を受けている場合は、九州地方整備局に届出手続をしてください。

### 【届出方法および問い合わせ先について】

許可・免許	業者種類	届出先	届出方法	連絡先・問い合わせ先	備考
宮崎県知事	建設業者	管轄する土木事務所 又は西臼杵支庁総務課 (建設業許可の担当窓口)	持参	県土整備部管理課 建設業担当 (電話:0985-26-7176)	正本1部 副本1部 合計2部の 届出が必要です。
	宅地建物 取引業者	管轄する土木事務所 又は西臼杵支庁 (建築担当窓口)	持参	県土整備部建築住宅課 宅地審査担当 (電話:0985-26-7195)	正本1部 副本1部 合計2部の 届出が必要です。
国土交通 大臣	建設業者 宅地建物 取引業者	国土交通省 九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課	郵送又は 持参(窓口 提出)	092-471-6331	○届出書の提出部数は正本1部 です。 ○各県を経由せず、直接九州地 方整備局に提出して下さい。 (郵送送付先) 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2 丁目10-7 福岡第2合同庁舎 別館

# 4

## 届出期間は基準日から3週間以内です。

届出手続は毎年「4月1日から21日※」および「10月1日から21日※」に行うことが必要です。

期間内に届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、監督処分や罰則が適用されることとなります。

※休日の場合は翌営業日になります。

### 作成・問い合わせ先

○国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室／総合政策局建設業課・不動産業課 (電話) 03-5253-8111 (代表)  
URL:<http://www.mlit.go.jp> (HPトップのトピックス内[特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律コーナー]をご覧ください。)

○都道府県連絡先：宮崎県県土整備部建築住宅課・管理課  
(電話) 0985-26-7111